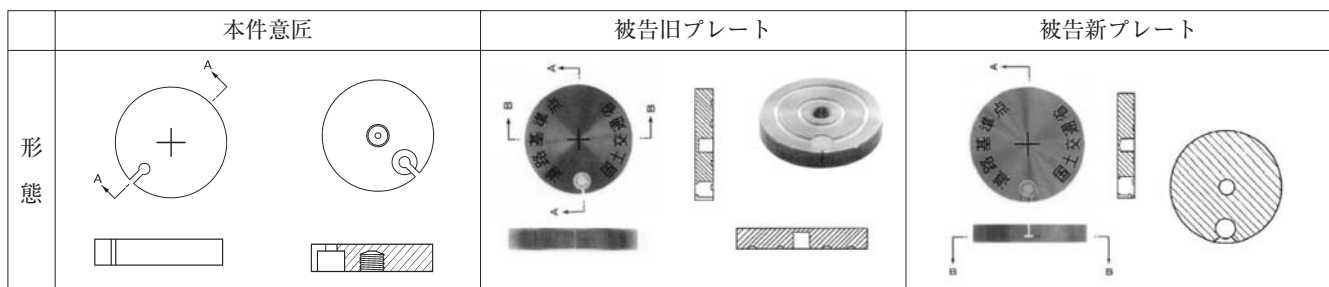


I 測量地点明示プレート事件（大阪地裁 平成 20 年（ワ）8761）



1. 審決等の種別：侵害訴訟
2. 判決言渡：平成 22 年 8 月 26 日  
(口頭弁論終結：平成 22 年 5 月 24 日)
3. 事件番号：大阪地裁 平成 20 年（ワ）8761
4. 意匠に係る物品：測量地点明示プレート
5. 結論：類似（旧プレート），非類似（新プレート）
6. 人的基準：需要者（看者の記載もある）
7. 公知意匠：参酌あり
8. 審決等の要約

本事件は 2 件の登録意匠に基づくが、本原稿では登録 1280893 のみを「本件登録意匠」として、登録 1284564 については省略した。

(1) 判決では「需要者」を「その金属標を設置する業者等が需要者である」とした上で、「需要者は、測量地点明示プレートの取引にあたり、設置時の表示状態だけでなく、IC タグのデータの読み取り方法を考慮

するものであり、通常、上方あるいは斜め上方からの観察を中心としつつも、IC タグの収容状況や、電磁波の読み取りに関連する切り込み部分の状況を含めた、全体的な観察を行うと考えられる。」と認定した。

(2) 公知意匠について、IC タグ等を装着する金属製構造物に周壁に、

- ・内部と外側面を連通する切り欠き部を設ける構成
- ・データネイルの周壁に細幅のスリットを設ける構成
- ・RFID 釘の周壁に、読み取り用に十字の切り込みを設ける構成

などがある。また、測量地点明示プレートに係る「サンプル 75」(形状不明) 意匠が存在しているが、地面に埋め込まれる形で設置する態様であるため、「地表に現れた、本体の外周に接して円形の孔を設け、そこから IC タグを露出させている点に関する形状が認識可能であったこと」「上下面を貫通して略円筒状にくり

	本件登録意匠	被告旧プレート	被告旧プレート
基本的構成態様	ア 全体が、やや肉厚の円盤状	本件登録意匠と同じ	本件登録意匠と同じ
	イ 外周面に近接して、上下面を貫通して IC タグを収容する、略円筒状にくり抜かれた収容孔	本件登録意匠と同じ	本件登録意匠と同じ
	ウ 収容孔から外周面へ、縦に細溝状の切り込み部	本件登録意匠と同じ	本件登録意匠と同じ
具体的構成態様	ア 上面の中心に、十字状の線模様	本件登録意匠と同じ。	本件登録意匠と同じ。
	イ 底面の中心に、アンカーボルトの固定用凹部	意匠本件登録意匠と同じ	本件登録意匠と同じ。
	ウ 収容孔は、底面の口径より上面の口径を小さくし、内側に、段差	本件登録意匠と同じ	本件登録意匠と同じ。
	エ 切り込み部は、幅が収容孔上面の口径よりやや狭く、外周面から収容孔上面までの距離が同口径より長く、上面において、収容孔と一体となって鍵穴をイメージさせる形状(平面図) / 収容孔本体の口径(底面の口径)は収容孔上面の口径の 2 倍であるため、外周面から収容孔本体までの距離(切り込み部分の深さ)は、上面と比べ短くなる(底面図)。	切り込み部は、収容孔上面の口径に比して、幅・深さ共にわずかである(平面図) / 収容孔本体の口径(底面の口径)は収容孔上面に比べて約 9:7 の割合であり、外周面から収容孔本体までの距離(切り込み部分の深さ)は、上面とあまり変わらない。	(左記の旧プレートの差異点に加えて)切り込み部の縦溝下端から左右横に、それぞれ縦溝より短い細溝状の切り込み部を、逆 T 字状となるよう形成(側面図)。
オ (同心円状の溝無し)	底面に、同心円状に 2 本の細い丸溝	底面に、同心円状に 2 本の細い丸溝。	

抜かれた収容孔を有していないものである」とした。

(3) 以上から、本件登録意匠の要部を「外周面に近接した位置で、上下面を貫通して略円筒状にくり抜かれた収容孔、上下面を貫通して設けられた収容孔から外周面へ通じる垂直状の細幅の切り込み部、収容孔の上面の各形状である」とした。

#### (4) 被告旧プレート意匠との類否

<共通点>

(ア) 収容孔の位置及び態様(外周面に近接して、上下面を貫通してICタグを収容する略円筒状にくり抜かれた収容孔)

(イ) 切り込み部の形成(収容孔から外周面へ縦に細溝状の切り込み部)

(ウ) 収容孔と切り込み部分の形状(上面側。収容孔の上面は、収容孔に段差を設け、収容孔底面の口径に比べ小さい口径の円形をなし、これに切り込み部分が外周面に向かって伸びて、外周面に向かって伸びる切り込み部分の幅はほぼ同じ)

<差異点>

(ア) 収容孔の縮径の程度/収容孔の上面側と底面側との口径比が、本件登録意匠では約1:2であり、被告旧プレート意匠では約7:9であり、本件登録意匠の方が、被告旧プレート意匠よりも縮径の程度が大きい。

(イ) 収容孔と切り込み部の形状/本件登録意匠は上面では、収容孔の口径が、被告旧プレート意匠のそれより小さく、切り込み部分と一体となって鍵穴をイメージさせるのに対し、被告旧プレート意匠の上面では、鍵穴はイメージされない(被告は「リンゴやみかん等の果物のシルエット」として印象の差異を強調しが、採用されていない)。

<類否判断>

共通点を「本件登録意匠を特徴づけるものであり、その視覚的効果は、意匠全体として、両意匠に共通した美感を起こさせるといえる。」とした上で、差異点については、差異点(ア)は「視覚的に十分識別できる程度の違いとはいえ、上面と底面を同時に見ることはできないから、看者はこれを、収容孔の縮径として捉える以上に、上面における収容孔と切り込み部の形状、底面における収容孔と切り込み部の形状として、それぞれ独立して認識すると考えられる。」として「前者は差異点(イ)に収斂され」「後者は、通常の観察方向である斜め上方から観察した場合に得られる印象と比べ、看者に与える印象の度合いが小さいため、全体的

な美感に影響を及ぼさない」とした。また、差異点(イ)については「切り込み部との組み合わせにおける大きさの比率を異にしているものに過ぎず」「収容孔と切り込み部との大きさの比率及びその結果としての上面における形状の差異(鍵穴型をイメージするか否か)が、この印象を凌駕するほど大きなものであるとは認めがたい。」とした。結果「類似」と認定した。

#### (5) 被告新プレート意匠との類否

<共通点> 被告旧プレートと同じ。

<差異点> 被告旧プレート意匠の差異点に加え、次の差異点を認めた。

(ア) 切り込み部周辺の形状(上面側)/切り込み部は、本件登録意匠では1本の線状であるのに対し、被告新プレート意匠では切り込み部の両側に並行に沿って、2本の浅い細溝が形成されている。

(イ) 切り込み部の形状(側面側)/切り込み部の外周面における形状が、本件登録意匠1では直線状であるのに対し、被告新プレート意匠では、やや下部で左右に分岐する逆T字状である。

<類否判断>

「差異点から受ける印象は、本件登録意匠との共通点から受ける印象を凌駕している」として、「非類似」の認定をした。

原告は、金属製測量地点明示プレートにおける切り込み部は「ICタグを内蔵させた場合、金属により電磁波が正確に読み取れないという課題を解決するために」設けたものであり、差異点(イ)は「課題解決に無関係な、ありふれた装飾」としているが、判決では「差異点に係る意匠が機能とは無関係な装飾的なものであることによって、上記結論が左右されるものではない。」と認定している。

(6) 被告は、本件登録意匠の出願前公知の「サンプル75」「サンプル50」意匠に基づく新規性欠如などの無効も主張しているが認められていない。

## 9. コメント

(1) 原告請求の判定2007-60081でも、旧プレートは類似とされた。「需要者」の認定は本訴訟と同じであった。

(2) 本件は判断主体を上記のような需要者としたものであるが、「設置する業者」であれば、プレートへのアンカーボルトの取付け、プレートへのICタグの装着時において、底面側にも注意が向くと思われ、その点の議論が足りないようにも感じられた。